

## 「緊急銃猟」の実施について

## 1 概要

本年 11 月 26 日(水)07 時 25 分ごろ、釜石市鈴子町 42-5(鈴子排水ポンプ場隣接地)の樹上に居座っていたツキノワグマ(成獣) 1 頭を 13 時 36 分、「緊急銃猟」により駆除。

## 2 被害状況

人身及び物損等の被害は無し。

## 3 駆除個体(ツキノワグマ)の概要

- (1) 頭胴長 <sup>とうどうちよう</sup> 120cm ※頭(顔)の先端からお尻までの長さ。
- (2) 前掌幅 <sup>ぜんしょうはば</sup> 12cm ※前足の幅。
- (3) 体重 80kg
- (4) 性別 メス
- (5) 年齢 推定 8 才

## 4 現場対応者と駆除までの経過

## (1) 現場対応者

- |                           |      |
|---------------------------|------|
| ① 釜石市鳥獣被害対策実施隊員 (釜石大槌猟友会) | 2 名  |
| ② 釜石警察署                   | 10 名 |
| ③ 県釜石保健所                  | 4 名  |
| ④ 市水産農林課                  | 4 名  |

## (2) 駆除までの経過

①	07 時 25 分	住民から市へ通報。
②	07 時 30 分	市鳥獣担当者現場到着。到着後、市鳥獣担当者が釜石大槌猟友会等関係者に連絡。
③	08 時 55 分	釜石大槌猟友会、釜石警察署、県釜石保健所、市水産農林課など関係者の協議により、箱罠を設置し、見守り等の対応。
④	10 時 50 分	釜石市長が現場視察。
⑤	11 時 29 分	釜石市長へ現場の経過及び状況を伝え、「緊急銃猟」の実施について検討している旨を説明。
⑥	11 時 30 分	東日本旅客鉄道(株)、三陸鉄道(株)、日本製鉄(株)北日本製鉄所ほか関係各所に「緊急銃猟」の実施を検討している旨を説明。
⑦	12 時 15 分	釜石大槌猟友会、釜石警察署、県釜石保健所、市水産農林課など関係者により『釜石市緊急銃猟対応マニュアル』の実施要件等の再確認作業を実施し、「緊急銃猟」に係る最終調整を行い、「緊急銃猟」実施要件成

		立を関係者で確認及び共有。
⑧	12時28分	釜石市長へ「緊急銃猟」実施要件成立を報告。 釜石市長から「緊急銃猟」実施の指示を受ける。関係者に市長判断を共有。
⑨	12時45分	市防災無線、市ホームページ等で「緊急銃猟」に伴う現場周辺の交通規制を周知。 釜石警察署による交通規制を実施。 射手及び補助者等、発砲準備開始。
⑩	13時00分	1発目発砲。
⑪	13時28分	2発目発砲。
⑫	13時30分	3発目発砲。
⑬	13時33分	ツキノワグマの不動化を確認。
⑭	13時36分	「緊急銃猟」解除。
⑮	13時45分	現場周辺の安全確保を確認。 交通規制等解除。 市防災無線、市ホームページ等で「緊急銃猟」に伴う交通規制の解除周知。
⑯	14時00分	跳弾等による被害及び損害が無いことを確認。 ※跳弾…弾が目標に命中せず、壁や岩、建物などの物体に当たって跳ね返る現象。 死骸検査後、死骸を岩手沿岸南部クリーンセンターに搬入し、駆除に係る一連の作業を終了。